

(仮称) 久喜市自治基本条例骨子案に対する提出意見の整理票

番号	提案者	提案された意見
1	久喜市 [REDACTED] [REDACTED] (23. 8. 16 メール)	<p>第3章「市民の権利と責務」に関して意見を述べます。</p> <p>「市民の権利」というのは、市民がその権利を自由に行使できることを言います。そのため、それを行使するかどうかは市民が個々に判断することとなります。一方で「市民の責務」は、条例に定められた以上、市民に一律にかかってきます。以上から、ここに書かれている「権利」と「責務」は実は補完的でないことがわかります。要するにここで言いたいのは、権利を行使した市民に対し、その当然の義務として、そこに補完的に発生する責務を負うよう求めるということなのだと思います。それならば敢えて条例に「市民の責務」は設けず、サービス提供の各場面においてその責務の確認を行うことが適当と思われるます。</p>
2	久喜市 [REDACTED] [REDACTED] (23. 8. 31 メール)	<p>全体的に単なる地方自治統制理念を書き込んだもので、何ら実効性を保証したのではなく、条例そのものの存在意義や条例制定意図が見えない。こんな条例制定は止めるべきである。具体的問題点は以下に示す。条例制定の前に実績の積み上げや財政再建に向けた全体的かつ具体的な目標や政策を口外をすべきである。この課題は当該条例制定以外の市政にも言えるもので、これら意見は市政全体で改善をすべきでこの場で改善を要求をするものでもある。</p> <p>① 第4条（市民の権利）「第12条（意見・要望・苦情等への対応）関連も含む」</p> <p>市民の市政やまちづくりに参加する権利、市政に関する情報を知る権利、公共サービスの提供を受ける権利を有しているが、現在の「市長への提言」の市長回答を見ているとこんな権利は存在していない。条例制定の前にまともな「市長への提言」の市長回答をして実績を積むべきである。</p> <p>② 第7条（市の執行機関の責務）</p> <p>効率的な行財政運用と組織運営に努めるとしているが、条例制定以前に久喜市執行部が目的である財政再建に向けた全体的かつ具体的な目標や政策がない現状では、単なる精神論になり条例制定なんぞの意義が皆無になる。制定前に財</p>

番号	提案者	提案された意見
		<p>政再建に向けた全体的かつ具体的な目標や政策を口外してからの条例制定をすべきである。</p> <p>③ 第8条（職員の責務）</p> <p>職員は、公共の利益のために必要な知識、技能等の向上を図るとあるが、現在の人事異動等を拝見すると決してある程度の専門常識を持った人材登用や知識習得計画立案等がなされていない。まずは実績を積むべきで、条例制定以前の問題であり、条例制定は実績後にすべきだ。</p> <p>④ 第5章 市政運営 [条例全体表現関連も含む]</p> <p>全体的に『～に努める。』となっているが、『～に努める。』ではなく『～しなければならない。』と自己統制や自己拘束をする強い決意が見えない。また、この条文の完遂保証がなく単なる精神論に終わり条例制定意義が皆無である。『～しなければならない。』口調に改善すべきである。</p> <p>⑤ 第13条（財政運営）</p> <p>『市長は、中長期的な展望に立ち、財源の効率的かつ効果的な活用を図り、健全な財政運営に努めます。』となっているが、条例制定以前に久喜市執行部が目的である財政再建に向けた全体的かつ具体的な目標や政策がない現状では、単なる精神論になり条例制定なんぞの意義が皆無になる。制定前に財政再建に向けた全体的かつ具体的な目標や政策を口外してからの条例制定をすべきである。</p> <p>⑥ 第25条（住民投票）</p> <p>『市政に関し住民の意向を聴くべき重要な案件が生じたとき』では具体性がなく、市長恣意による住民投票未施行ができて得る。基準を明文化すべきである。また、実施を再度条例化を必須としているが、基本的に選挙権がある者を対象に論点のみを市民に提供する形で条例化必須性を除外すべきである。もし、条例化をする場言は対象者を拡大される場合のみに限定すべきである。前回の合併では、重要な案件でありながら住民投票は実施されなかったことを反省すべきであり、この反省感を条文に表すべきである。また、住民投票結果を市政に尊重すること明文化すべきである。これでは住民投票の意義が皆無となる。</p>

番号	提案者	提案された意見
3	久喜市 [REDACTED] [REDACTED] (23.9.1 書面)	<p>自治基本条例に反対します。私たちは民主的な選挙によって選ばれた久喜市民の意志を代表する議員に市政を託しております。政治の直接の市民参加との掛け声のもとに市民が直接市政に係ることは一見民主的でいいように見えますが、実際問題として一般市民は日々の生活のために働かなくてはなりません。市政一般に係ることが時間的に物理的に出来ないで、市議会という間接民主主義の方法を取っているのです。その為に市議会選挙があるのではありませんか。最近地方主権ということが声高に言われてきていますが、私たちは久喜市民であります、日本国民でもあります。地方自治の権限は限界があることは明らかです。例えば私たちを大きな災害や外敵から守るのは国にしかできません。前文に住民意識の多様化と言っていますが、日本の文化伝統を否定する意識を持つ者の意見でないのなら、今の議会制度で十分対応できます。その為の市会議員ではないですか。</p> <p>第1章の第2条の市民の定義で、久喜市に住民票を持っていない人にも、市政に参画する権利を与えているし、年齢制限もないし、日本国籍を持っているかどうかも言っていません。もし久喜市に住んでいる外国人にも市政に参加する権利を与えるのなら、憲法違反であります。最高裁は、市政に参加できる住民とは日本国民をさすと明言しているからです。近年外国人地方参政権が民主党政府に画策されていましたが、一般の常識ある日本国民の反対によって、今のところは動きは止まっております。しかし、自治基本条例によって市政に参加できる市民の定義に外国人も含まれるとしたら、事実上のなし崩しの外国人地方参政権ではありませんか。絶対に許されるものではありません。そして通勤者と通学者と事業者は理解できますが、活動しているものとは何ですか。活動にもいろいろな活動があります。年齢制限はどうなのですか。通学者は未成年が多いでしょう。「市民」の用語が曖昧です。そのような曖昧さではある団体が、いくらでもある意図を持って組織的に市政に介入することが可能です。それに不可解なのはなぜ用語の定義が必要なのですか。今まで使っていた言葉で市民一般に普及させるのが市政の在り方ではないですか。</p> <p>「新しい公共」という概念を出してきましたが、定義された「市民」が市政に参画することでしょう。自分の日々の仕事で参画できない人はどうするのですか。参加する人は一定の思想や利害を持った人に偏ってしまうということはないのですか。</p>

番号	提案者	提案された意見
		<p>第3章の「市民の責務」というので納税の義務とか、災害時の救援かと思ったら、市政に積極的に参加せよですか。それは市からの要望事項でしょう。日々の仕事に忙しい人は無理です。また関心のない人に関心を向けさせることを責務とはいいません。一定の目的を持って普段政治活動をしているプロ市民にできることですよ。</p> <p>第9章参加と「協働の推進」のところに参加できる市民をどのように選ぶのですか。一定の思想や利害を持った市民は組織を利用してそのポストを得るために努力するので、一般の市民との乖離が起きてしまうでしょう。そして一定の思想や利害を持った市民が独占することもあります。正当に選ばれた市議員を越えてプロ市民の意志が市政に反映されることになります。</p> <p>第25条では重要な案件の時には住民投票をするというのなら、災害などの非常事態のときの多数決よりも市長の賢明な決断が必要な時はどうするのですか。また平常時でも多数決による弊害が起こる場合もあります。まして市民の定義が曖昧で外国人も含まれるとしたら、まさに事実上の外国人地方参政権でしょう。絶対に認めるわけにはいきません。</p> <p>第10章「広域的な連携及び協働」の2で多様な国々の歴史や文化を理解しとありますが、まず日本人として日本文化の尊重が先でしょう。そして外国人に日本を理解してもらう努力が大切なのです。それなしには国際交流はありません。郷に入れば郷に従えというのはどこの国に行っても同じことです。川口市などで中国人とのごみ処理などのトラブルが起きていますが、それは日本のやり方を外国人に理解させる努力が足りないからです。</p> <p>第12章「条例の位置づけ」ですが、最高法規のようなものとしてこの条例をとらえているようですが、市政の段階で憲法的な最高条例はそぐわないです。法には遡及せずという原則があります。自治基本条例で過去の条例を改廃出来るとは大変な法解釈ですね。もし、このような過去現在未来の条例を縛り付けるよう条例を制定するのなら、なぜ住民投票をやらないのですか。自治基本条例は市民が自ら市政に参加することを謳っているのでしょうか。それをしないのなら、それこそこの条例のいかがわしさを感じざるをえません。</p> <p>私は市政を捻じ曲げ、なし崩しの外国人参政権を認める自治基本条例に断固反対します。</p>

番号	提案者	提案された意見
4	久喜市 [REDACTED] [REDACTED] (23.9.1 書面)	第二条(1) 市民⇒久喜市民にすべし久喜市民とは国民と同じであるべきである。 第9章第23条2の原案では附属機関の委員に外国人でも選任されうる。不可 第25条3 住民投票に外国人も参加可能となる。不可
5	久喜市 [REDACTED] [REDACTED] (23.9.1 書面)	(第1章総則)(定義)2条の(1) 市民とは国籍の事が記してない。のが気になる。 (25条住民投票)-あいまいな文が気になる。 将来、外国人地方参政権に、つながっては、困る。 なぜならば、日本国の問題になり、国が乱されては、国民が、どういうことに、追いこまれていくか、考えて思慮深く勉強を求めます。以上
6	久喜市 [REDACTED] [REDACTED] (23.9.1 書面)	第1章(定義)第2条(1) 市民 市民とは選挙権を有する人をさすべきである。 国民であるかどうかを入れるべきである。
7	久喜市 [REDACTED] [REDACTED] (23.9.2 メール)	I、久喜市自治基本条例骨子案の全体に対する総括意見 意見① この条例案策定の基本精神・理念・抱負が条文から十分読み取れません。地方分権・地方自治の時代になくってはならない最高規範としての重要性が前文でも読み取れません。市民の目線に立った地方自治、市民自治、地域自治を深く想定しない条例案になっているのではないのでしょうか。 意見② この案には、久喜市の最高規範という文言がないように、最高規範を策定するという気概が読み取れません。市民自治の充実・発展を願う条文の起草になっていないのではないのでしょうか。 意見③ 子どもの権利にふれる文言が見当たりません。見本・参考例の引き写しに終始し、市民の暮らしを踏まえた、幅広い視点で市民生活を捉え、そのしあわせの実現を願う、進るようなオリジナリティに欠けているからではないでし

番号	提案者	提案された意見
		<p>ようか。</p> <p>意見④ 自治を構成する市民、議会・議員、市長・職員の法行為におけるあるべき姿を、丁寧に条文化し、条例の見直し時期も明確したものになることを要望します。</p> <p>Ⅱ、骨子案の条文構成に対する意見</p> <p>意見① 自治を構成する主体三者（市民、議会・議員、市長・職員）の記述順序は次のように構成訂正頂くことを提案します。</p> <p>第3章 市民</p> <p>第4章 議会等（議会、議員に係る記述）</p> <p>第5章 市長等（市長、職員に係る記述）</p> <p>Ⅲ、骨子案の逐条・項に係る意見</p> <p>意見① 前文</p> <p>事前準備・調査のない、なげやりな文言が、前例踏襲で、記述されています。新市の誕生を踏まえ、1市3町の政治・経済・文化・民俗の歴史と現状を要約し、全市民に新久喜市へのアイデンティティを醸成する文言が求められます。また、自治基本条例制定に至った経緯と地方自治の時代になくてはならない、市の最高規範を制定することの意義づけを明確にさせていただくことを要望します。</p> <p>意見② 第1章第1条（目的）</p> <p>この条では、地方自治・市民自治の充実を図るための市民の権利義務、参画・協働の推進、活力ある議会、法に基づいた公正・公平・公明な行政サービスの向上をうたい、安心・安全な地域社会を目指すことを目的とすると明記することを要望します。</p> <p>意見③ 第2章（基本原則）を（基本理念）へ</p> <p>基本原則は基本理念に訂正いただくことを要望します。基本原則は行政サービスを提供するものにとっての決まりと</p>

番号	提案者	提案された意見
		<p>考えますが、理念は、市を構成するものが、地方自治を進めることでの精神・考え方です。市を構成するもの全員の願いです。</p> <p>例えば</p> <p>「新たな時代の流れを深く自覚し、世界の恒久平和や地球環境の保全を願い、お互いの人権と個性を尊重しあいながら、市民主権のもとで、市民が主役の自治を充実させることに努めます。」と前置きして、骨子案の第3条を続けます。</p> <p>意見④ 第3章 市民の権利と責務 (要望：市民 と章建てする)</p> <p>(市民の権利)</p> <p>箇条書きに整理を要望します。</p> <p>例文：市民は、市政に関する情報を知る権利を有する。</p> <p>市民は、公共サービスを受ける権利を有する。</p> <p>市民は、市政やまちづくりに参加する権利を有する。</p> <p>市民は、市の自治の担い手として、学習する権利を有する。</p> <p>意見⑤ 第4章 市長等の責務 (要望：第4章 議会等 と議会を市長の章の前に組み替える)</p> <p>提案：第4章第6条の(市長の責務)の条は(議会の設置)と入れ替える。</p> <p>例文：市に市民の代表機関として、議会を置く。</p> <p>提案：第4章第6条は(議会等の責務)に組み代わります。</p> <p>例文：議会は市民の代表機関として、市民の意思が適格に市政に反映されるよう議決権を行使するとともに、適正な行政運営が行われるよう調査し、監視するものとする。</p> <p>2、議会は、自治体の立法機関として、積極的に政策立案、政策提案を行い、議会活動の活性化に努めるものとする。</p> <p>3、議会は、議会活動に関する情報を市民と共有し、その説明責任を果たすものとする。</p> <p>提案：第4条第6章(議員の責務)</p>

番号	提案者	提案された意見
		<p>市議会議員は、市民の代表として、その権限および責任を自覚して行動するとともに法令を順守し、公正・公平・公明な議会活動を行うものとする。</p> <p>意見⑥ 第5章 市政運営 (提案：市長等 と章建てする)</p> <p>第5章第6条 (市長の設置)</p> <p>例文：市に市の代表として市長を置く。</p> <p>第5章第7条 (市長の責務)</p> <p>例文：市長は市民の信託にこたえ、公正・公平・公明な市政運営をおこなうものとする。と新たに条文を入れる。</p> <p>意見⑦ (市の行政機関の責務) の条に追記挿入を要望。</p> <p>例文：職員は市民の視点に立って、市民に一番近い地方政府の一員であることを自覚し、法令、行動基準を順守し、公正・公平・公明に、市の自治の実現に努めるものとする。</p> <p>意見⑧ 第5章13条の(財政運営)の条に追記を要望。</p> <p>例文：市長は、財政の健全化、および自律的な財政基盤の確立に努めるとともに、公正・公平・公明な視点に立って効果的かつ効率的な公共サービスの提供に努めるものとする。</p> <p>意見⑨ 第8章 「コミュニティの推進」 は「コミュニティの推進と子どもの権利」とする。</p> <p>意見⑩ 第8章第21条の(コミュニティ)のいずれかの箇所に追記を要望します。</p> <p>例文：市は地域の特性を踏まえた市民の自治を尊重し、市民が個性豊かで、魅力ある地域づくりに取り組むよう、地域自治を推進する。</p> <p>2、市の行政機関は地域自治を進めるために、必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>意見⑪ 第8章の中に「子どもの権利」条項を挿入する。</p> <p>例文：子どもは社会の一員として、自らの意見を表明する権利を有するとともに、健やかに育つ環境が保障されることが大事である。</p>

番号	提案者	提案された意見
		<p>意見⑫ 第9章第25条の(住民投票)2項に追記を要望。</p> <p>例文：2 市長は、市内に住所を有する、年齢満18歳以上のもので、別に条例で定めるものから、その総数の5分の1以上のものの連書をもって、住民投票を実施するよう請求があった時、または第9章第25条に規定する事項について、議員の定数の12分の1以上のものから、住民投票の実施を求める旨発議がなされ、議会がこれを議決した時、住民投票を実施する。</p> <p>意見⑬ (条例の見直し等)の章条の追加を要望。</p> <p>例文：第13章29条</p> <p>市長は4年を超えない期間ごとに、この条例および関連する諸制度について、市民および議会とともに検証し、この条例の趣旨をふまえ、必要な措置を行うものとする。</p>
8	<p>久喜市</p> <p>■■■■■■■■■■</p> <p>■■■■■■■■■■</p> <p>(23.9.6書面)</p>	<p>本条例案では、市民の市政への参加が規定されています。つまりこの条例案は直接的な民衆の政治参加を取り入れたものということになります。しかしご存知のように、日本国憲法では代表民主制が原則であることが明記されており、直接民主制としての市民の政治参加は憲法、もしくは国会の代表者が規定した法律で認められたもの以外に、自治体が条例で定めることは憲法違反となります。</p> <p>落ち着いて考えれば分かることですが、国民の権利を守るための憲法がなぜ代表民主制を原則としたかという点、直接民主制では声の大きい者、時間的余裕のある者の考えだけが優先され、不平等な結果をもたらすからです。法的秩序を保ち、住民の利益を守るためには、このような制度を主な目的としているこの条例案は廃案とすべきと考えます。</p> <p>その他の問題点ですが、市民の定義があまりに広すぎます。市政に参加できる市民に外国人や区域外の住民まで含まれていますが、この事実を住民に広く知らせ、外国人などを市政に参加させてもよいかどうか、その是非を問うたのでしょうか。もしまだそのような措置を取っていないならば、まずそのような措置を取ってから案を作成すべきです。</p>

番号	提案者	提案された意見
		<p>私の考えでは、市政に参加できる市民に外国人を含めることは、国民主権の原理に違反します。また区域外の住民に参政権を与えれば、住民の意思に反して市政が動かされる恐れがあり、「住民の意思に基づいて地方自治が行われる」とした住民自治の原理にも違反します。</p> <p>情報共有も問題となります。本来の住民に対しても情報共有は適正に行われるべきことは当然ですが、ましてや外国人や区域外の住民にまで情報共有することは、場合によっては重要な情報の漏えいにもつながりかねません。</p> <p>以上の問題点をこの条例から排除するため、市民等の定義を日本国籍を持つ住民に限定するようにしてください。</p> <p>住民投票についても定めてありますが、住民投票という制度はそう安易に導入すべきではありません。どうしても必要な制度かどうかということをしかりと住民同士で話し合ったうえで、改めて別の条例で定めることもできます。今回は住民投票については削除するようお願いいたします。</p> <p>もし本条例案に住民投票について規定するとすれば、投票権者の問題が出てきます。国民に主権があることや、政治についての判断能力などを考慮して、ここでは日本国籍を有する成人と明記してください。</p> <p>さらに、未成年にも直接民主制による参政権が与えられています。しかし前述した通り、そもそも直接民主制が不適切である上に未成熟な者に参政権を与えるというのは地方行政というものを軽く見すぎています。自治体が取り組むべきは議会の活性化と議員の資質向上であり、法的秩序と常識を逸脱した方策を取るべきではありません。</p> <p>多くの場合まちづくり基本条例には最高規範性が与えられていますが、他の条例と何ら変わりのない条例に最高規範性が与えられる法的根拠はありません。本条例でも、最高規範性を与え他の規定に整合性を求めるというような、法的秩序を無視した規定を盛り込まないようお願い致します。</p>
9	<p>久喜市   (23.9.7 書面)</p>	<p>国籍条項を故意に記載しない・撤廃することには断固反対です。</p> <p>1 日本国憲法第15条には「公務員（国および地方の議員も含む）の選定は国民固有の権利である」と規定されている。外国籍を有する者は「国民」とはいえないのは当然であり「常識」であろう。永住許可権を取得して、日本に居住する外国籍を有する者（韓国人・中国人）は、日本に「帰化」してしかる後に「選挙権」なり「参政権」を取得・付与</p>

番号	提案者	提案された意見
		<p>されるべきである。日本に「帰化」し、日本人となれば、「被選挙権」さえ得られるのである。</p> <p>移民国家アメリカにおいてさえも、「永住許可」を取得し、「兵役」に服しても「納税」していてもアメリカ国籍に「帰化」しない限りは「参政権」は与えられない。</p> <p>2 大韓民国憲法は「すべて国民は、法律の定めるところにより、国防の義務を負う」（第 39 条）と定めている。中華人民共和国憲法は「中華人民共和国の公民は、祖国の安全、榮譽および利益を損なう行為をしてはならない」（第 54 条）「祖国を防衛し、侵略に抵抗することは、中華人民共和国の各公民の真正な責務である」（第 55 条）そして、民団（在日本大韓国民団）は、その綱領で「在日韓国国民として大韓民国の憲法と法律を遵守します」と謳っている。</p> <p>日本に居住しながら「祖国」に忠実を誓う「外国籍所有者」にたとえ地方のとはいえ「参政権」を与えるわけに行かないのは自明である。</p> <p>3 西村幸祐氏によれば、参政権を付与したオランダの都市部に別国家が成立したという。また同氏は次のようにも述べている。「国家の安全保障は地方が握っているのである。極端なことを言えば、地方の農村などに在日韓国人が何千人も住民票を移せば、議会を牛耳って条例を自由に作れなくもない。」</p> <p>4 外国人の公務員登用問題、外国人参政権問題、男女のジェンダーフリー問題などはすべて「区別」と「差別」の混同が根源にある。本来的に「区別」すべきものを「差別問題」に転化しているのである。</p> <p>5 以上の理由により、久喜市自治基本条例には「国籍条項」を故意に不記載とされることのないよう、そして絶対に挿入されるよう要求します。</p> <p>なお以上の私の意見はある偏った主義や思想・イデオロギーに基づくものではなく、日本国民・一市民として自然な考えに基づくものです。</p>
10	久喜市 [REDACTED]	<p>自治基本条例に反対します。理由はこれは日本解体につながる恐ろしい条例だからです。市政への市民参加という名のもとに、一部の人達、特に左翼の活動家たちが市政を牛耳る危険があるからです。いったい普通の市民は普段は市政に</p>

番号	提案者	提案された意見
	<p style="text-align: center;">  (23.9.8 書面) </p>	<p> ついての委員会などに参加できる時間がありません。休日も疲労回復のために使いたいです。政治については、選挙管理委員会ががんばっても投票率はあまりあがりませんね。それなのに「市民の責務」だと市民に諭しても、普通の市民が振りむくわけがありません。市政の委員会を作ったら、集まる人たちはだいたい予想がつきます。自由に動くことができる左翼活動家が多いでしょう。普通の市民の意見は反映されないでしょう。一つの意見を持った人たちが集中して入ることが十分予想できます。まして「市民」の定義を久喜住民ばかりでなく、久喜に通勤、通学、活動している人達にまで広げましたね。外国人は書かれていませんが、外国人も入るのでしょうか。そうしたら事実上の外国人参政権ですね。民主党政府も国民の反対で今のところ政府はその上程をやめていますが、市政のレベルで事実上やってしまうとしたら、政府の売国的政策外国人参政権法案を勢いづけることになります。これは日本解体に通じ亡国の道です。市民の間口を広くして、左翼プロ市民の市民参加を容易にし、外国人にまで市政に参加させ、日本の主権を脅かす条例が自治基本条例だと思います。私たち久喜市民は選挙を通して、市政に参加していると考えています。それを市民参加ということで市民も市政に同様に参加できるのなら、市議会の重要性はなくなるでしょう。意見が集約できず、市議会と市民との意見の違いだって生まれるでしょう。間接民主主義は確かに、もどかしいですが、一応市議会に託しているのです。その欠点を補うためにいくらでも方法はあるでしょう。僕はこの条例の必要性を全く感じません。「市民」の委員会をたくさん作ることで、全く必要ない概念を取り入れ、日本人としてのふつうの文化まで束縛されていくことを恐れます。左翼プロ市民は人権、ジェンダーフリー、反核、反戦平和などという左翼のプロパガンダを市政に取り入れるにちがいません。いろいろな考えが保証されている言論の自由が侵されます。そしてこの条例が憲法のように最高の条例になり、すべての条例を規制するのなら全市民（全久喜住民）に諮るべきでしょう。それだけ重要な条例なので。とにかく僕は断固自治基本条例に反対します。 </p>
11	久喜市 	<p> 自治基本条例に反対します。理由は、私は普段は家族の生活のために働いているので、市政に積極的にかかわることができません。その為に私たちに代わって市議会議員がいるのです。私は選挙は棄権したことがありません。選挙によっ </p>

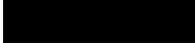
番号	提案者	提案された意見
	<p style="text-align: center;">[REDACTED]</p> <p style="text-align: center;">(23.9.8 書面)</p>	<p>て私たちのために働いてくれる議員を選ぶことによって市政に参加していると考えています。もし市政のためのミーティングがウィークデーに行われるのなら私は参加できませんし、休日は大切な私の骨休めの時です。音楽やスポーツで英気を養いたいです。それを勝手に「市民の責務」などと言われては困ります。それに、私は市民というと、久喜住民のことだと思っていたのですが、市外に住んでいる人でも、市で通勤、通学、仕事、活動をしている人も市民ということになり、市政に参加できるのですか?外国人も含まれるのですか。年齢制限はどうなるのですか。これはなんかおかしくないですか。市の重要な案件を市の住人でない人まで入れて決めるとなったら、その案件を通したい人が集団で何らかの操作をすることが可能になりますね。市民参加という名目のもとで、一定の思想をもった人たちに牛耳られるということも考えられます。一般市民は普段政治の議論をしているわけではないので、政治がかった市民の意見に靡いてしまうということもあります。それに私は外国人参政権に絶対反対です。自治基本条例は市民の範囲を緩くすることにより、外国人地方参政権の道を開こうとしているではありませんか。外国人参政権は最高裁で違憲になっており、民主党政府も国民の反対により今のところは慎重になっています。日本の主権を守るために当然です。それにこの条例が最大限尊重されなければならない法的な根拠は何ですか。私たち久喜市民の知らないところで企画された条例が最高の条例になって、他の条例を左右できるのはどうしてですか。私はこの条例そのものが何か不可解なものを感じます。私たちは久喜市民であり日本国民です。この条例は日本国民としての私たちの意識を薄めるような仕掛けが潜んでいるように思われてなりません。断固自治基本条例に反対します。</p>
12	<p>久喜市</p> <p style="text-align: center;">[REDACTED]</p> <p style="text-align: center;">[REDACTED]</p> <p style="text-align: center;">(23.9.12 書面)</p>	<p>久喜市自治基本条例制定に反対します。</p> <p>1 条例案では市民の市政参加が規定されていますが憲法では代表民主制が原則です。直接民主制では声の大きい者、時間的余裕のあるものが有利で不平等な結果をもたらします。</p> <p>2 市民に区域外の住民や外国人、団体まで含まれ、久喜市の住民の意思に反して市政が動かされる恐れがあり、「住民の意思に基づいて地方自治が行われる」とした住民自治の原理に違反します。またいわゆる「プロ市民」(左翼職業活動家)が「市民」を称し、議会で多数派を形成できない政治勢力や外国人NPOが市民を名乗って政策決定に関与する道</p>

番号	提案者	提案された意見
		<p>を作ることになります。</p> <p>3 議会や市長を軽視・束縛しています。議会や市長の権限を明記せず選挙で選ばれた議員や市長が選挙で選ばれていないプロ市民の圧力の影響を受けることに道を開くことになります。</p> <p>4 過激派やカルトあるいは朝鮮総連などの反日団体も「市民」を自称し、市政に介入することも可能となります。また他市町村の人や反日団体にまで久喜市民の情報を共有されることになり、重要な情報の漏洩にも繋がるようになります。</p> <p>5 住民投票で未成年者や外国人も投票可能で地方自治法が投票の権利を「日本国民である住民」に限定していることから国法を軽視しています。</p>
13	<p>久喜市   (23. 9. 12 書面)</p>	<p>地方自治の本旨に基き、住民の自治を基本的に保障するべく基本条例の中の住民投票の扱いについては、骨子案中の「市長は・・・実施することができます」とあるのを、「市長は・・・住民投票を実施しなければならない」と改めるべきである。</p> <p>その理由は、市長の判断によって、住民の自治参加の機会を制限することは好ましくないからである。特に合併により自治体の規模が巨大化しているため、住民の参加が困難になっている状況を考えると、住民の参加をたえず促す方策として住民投票は重要と考える。</p>
14	<p>久喜市   (23. 9. 12 書面)</p>	<p>[前文] 最初の文章がねじれ文になっていて条例の前文として体裁が悪い</p> <p>訂正：私たちのまち久喜市は関東平野のほぼ中央に位置し、豊かな自然に恵まれるとともに、交通の要所として、江戸時代の舟運に始まり、現在も道路や鉄道など陸上交通網が発展し続けています。また歴史的価値の高い神社や祭りなどの伝統・文化を受け継ぎ、今日の久喜市が築かれてきました。近年・・・略・・・</p> <p>最終行訂正：市政全般にわたる指針として・・・⇒市の最高規範として久喜市自治基本条例を制定します。</p> <p>条例分の語尾の表現が大部分～努めます。となっていますが、以下のように訂正</p> <p>第5章、第10条・・・説明するよう努めます⇒説明する責任を有します</p>

番号	提案者	提案された意見
		<p>第11条～第13条の1・3の語尾すべて・・・努めます⇒努めねばなりません。 第14条の1・2の語尾・・・実施するよう努めます⇒実施しなければなりません 第6章、第16条の2および第17条の語尾・・・努めます⇒努めねばなりません 第9章第23条の2および第24条の語尾・・・努めます⇒努めねばなりません</p> <p>第9章（住民投票）第25条の1を以下のように訂正する。 市長は次の各号のいずれかに該当するときは、住民投票を行わなければなりません</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 18歳以上の市民がその総数の5分の1以上の数の署名をもって住民投票の請求をした時 2) 市議会が出席議員の過半数の賛成によって住民投票の実施を議決した時 3) 市長が市政運営に関する得に重要な事項について住民投票が必要であると判断した時 <p>2, 3は骨子どおり</p>
15	<p>久喜市   (23.9.12 書面)</p>	<p>「市民自ら市政に参画し」と基本原則に書かれている以上、「市民は日本国籍を取得していること」が必須条件である。中国、韓国の日本に対する狙いを見据えることが必要です。</p> <p>久喜市議選で中国、韓国の住民が団結すれば容易に自分達がコントロール出来る市議を送りこめる。この市議とそれを選んだ住民が結託すれば久喜市長、久喜市議会、久喜市役所内を混乱に持ち込める。その混乱に乗じてこの『久喜市自治基本条例』の一部を有利な変更を持ち込める。短期では無いですよ。時間を掛けて実行してきます。愛国心の強い国です。</p> <p>「市民は日本国籍を取得していること」、このことを言っている人の意見の内容を検討して下さい。きれい事、理想論では将来に禍根を残します。</p>

番号	提案者	提案された意見
16	久喜市 [REDACTED] [REDACTED] (23.9.10メール)	<p>久喜市自治基本条例制定に反対です。</p> <p>1. 普通の市民は日々の生活に忙しく市政へ参加できません。だから市長や市議員を選んで委託しているのです。直接民主制では声の大きい者、時間的余裕のある者の考え方が優先され不平等です。自治基本条例を制定するといわゆる「プロ市民」(左翼職業活動家)が「市民」を称し議会で多数派を形成できない政治勢力や外国人 NPO が市民を名乗って政策決定に関与する道を作ることになります。</p> <p>2. 自治基本条例は議会や市長を軽視・束縛しています。議会や市長の権限を明記せず、選挙で選ばれた市長や議員が選挙で選ばれていない一部のプロ市民の圧力の影響を受けることに道を開くことになります。</p> <p>3. 久喜市民以外の他市町村の団体も市民に含めており、過激派やカルトあるいは朝鮮総連などの反日団体も「市民」を自称し、市政に介入することも可能となります。他市町村の人や反日団体に久喜市政が動かされることに道を開くことになります。また他市町村の人や反日団体にまで久喜市民の情報を共有されることになり、重要な情報の漏洩にも繋がるようになります。</p> <p>4. 住民投票で未成年者や外国人も投票可能で地方自治法が投票の権利を「日本国民である住民」に限定していることを踏まえると国法を軽視しています。</p>
17	久喜市 [REDACTED]	<p>1. 第2条(定義)について 条文では、「(1)市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する者及び市内で事業を営み、又は活動するものをいいます。」</p>

番号	提案者	提案された意見
	<p style="text-align: center;">  (23.9.10 メール) </p>	<p>と定めているが、明らかに、「市内に通勤し、又は通学する者及び市内で事業を営み、又は活動する」人達の中には、他市民が居る筈である。とすれば、第6条（市長の責務）「市長は、市の代表者として、市民の信託に応え、誠実に市政運営を遂行する責務を有します。」の規定による市民に対する市長は、他市民の信託にも応える責務があることになる。</p> <p>結論として、市民の定義は混同しており、市民と市民以外とを区別し定義すべきである。</p> <p>2. 第6条（市長の責務）について</p> <p>市長の責務は、市民に対してのみではないと思う。国政であれば、大臣は、当該省内の事務次官以下の人事を掌握する権利があるように、市長は、市の業務を遂行する職員に係わる一切の責務を負っている。</p> <p>結論として、市長は、市職員に対し、市民の公共の利益のために必要な知識や技能等の向上に努めているか且つ市職員の能力を十分に発揮できる職場環境が整備されているか等を掌握する責務があることから、職員に対する定義を追加すべきである。</p> <p>3. 第8条（職員の責務）について</p> <p>職員は、組織の一員として、内部統制システム上、法令等を遵守する責務があると思う。</p> <p>結論として、「法令及び当該自治基本条例等を遵守し、・・・。」を加えるべきである。</p> <p>4. 第25条（住民投票）の定義について</p> <p>市長の権限のみが定義され、余りに市長の独裁色が強すぎる条文である。市民から見て、市長や議会の疑義行為に対し、市民による請求が握り潰されるおそれがあり、又、議会から見て、市長の疑義行為に対し、異議を申し立てる請求権を有していない条文であると思う。まさか、余りに市長の権限が強過ぎ、あるいは弱みを握られ、異議の申し立てすらできない頼りない議会ではないと思っているが・・・。</p> <p>結論として、市長の疑義行為にブレーキを掛けられる市民及び議会の請求も可能な「市民及び議会の請求範囲」を定義すべきである。以上</p>

番号	提案者	提案された意見
18	<p>久喜市   (23.9.12 メール)</p>	<p>「久喜市自治基本条例」制定に反対です。</p> <p>日本国憲法では、「代表民主制」が原則であることが明記されております。</p> <p>しかし、本条例では、市民の市政への参加が規定されております。</p> <p>直接民主制」としての市民の政治参加は、憲法もしくは国会の代表者が規定した法律で、認められたもの以外に自治体が条例で定めることは、「憲法違反」です。</p> <p>法的秩序を保ち、住民の利益を守るために、この条例案は、「廃案」とすべきと考えます。</p> <p>まず、「市民」の定義が広すぎます。</p> <p>市政に参加できる市民に「・・・または活動するもの」も含まれています。</p> <p>ということは、市内でビラ配りする活動家ばかりでなく、彼らが所属する団体も市民ということになり、「市民」を自称し、市政に介入することも可能になります。</p> <p>「住民の意思に基づいて地方自治が行われる」とした住民自治の原理に違反します。</p> <p>住民により選出された市長さんや市議会議員の方々の立場を「軽視」しております。</p> <p>また、この条例に「最高規範性」が求められておりますが、そもそも、地方自治法に「条例」同士で優劣をつける手続きが定めてあれば認められることですが、そういう法律が存在しないので、この条例は「違法」であると思います。</p>
19	<p>久喜市   (23.9.13 書面)</p>	<p>住民投票（第 25 条）について、次の通り修正する</p> <p>第 2 項に「議会の議決があったときは住民投票を行う」</p> <p>第 3 項に「有権者の 10 分の 1 以上の者が請求したときは住民投票を行う」</p> <p>第 4 項は骨子案第 2 項、第 5 項は骨子案第 3 項</p> <p>第 2 章（基本原則）を（基本理念）に修正する</p> <p>第 4 条（市民の権利）「参加」を「参画」に修正</p>

番号	提案者	提案された意見
		<p>「公共サービスの提供を等しく受ける権利」に修正 下記条文語尾の「努めます」を修正する 第5条「努めるものとする」、第7条1項「誠実に市政を行います」、第7条4項「組織編制をいたします」、第9条1項「市政運営を行います」、第9条2項「見直しを行います」、第10条「分かりやすく説明する責任を有します」、第11条から第13条1項3項すべて「努めねばなりません」、第14条1項2項を「実施しなければなりません」、第16条2項第17条を「努めねばなりません」、第23条2項及び第24条を「努めねばなりません」</p>
20	<p>久喜市 [REDACTED] [REDACTED] (23.9.13 書面)</p>	<p>国籍条項を記載しない事には、反対です。 現在迄、日本の政治は国の基本的な法をおろそかにし、その都度法をつくるバタバタ劇をして来ている。第1に安全保障を考え真剣に議論すべきだ。アメリカが多民族国家であっても、国籍を取得しなければ参政権を与えられない。中国人、韓国人が日本の土地を買い、それも自衛隊の基地のそばとか、水源地とか、 まず、帰化してしかる後の話である。経済一本やりで、来た日本は愛国心を失い、今がよければよいという、教育環境、カッコイイ言葉が乱れとんで心の中の核が薄れている、このままでは大和民族は世界からバカにされつづけると思います。武士道の気が大切、地方があつての国、地方でも安全保障を考え、議論してほしいと考えます。</p>
21	<p>久喜市 [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] (23.9.13 書面)</p>	<p>[REDACTED]では、広報くき8月15日号の(仮称)自治基本条例骨子案に対する意見募集を受けて、[REDACTED]において骨子案を検討し、別紙の通り意見を取りまとめましたので、提出します。また、検討中に会員から出された主な意見を下記の通り例記しましたので、別紙意見書に加えてご検討の上、ご回答をお願いいたします。 なお、誠に勝手ながら意見書は項目ごとにバラバラにせず、一括して自治基本条策定審議会委員各位に配布頂きたいとお願い申し上げます。また、当該審議会で当会の考えを述べ、委員各位と意見交換をする機会を与えて頂きたいとお願い申し上げます。</p> <p style="text-align: center;">記</p>

番号	提案者	提案された意見
		<p>1、旧久喜市自治基本条例策定に当たっては、平成14年から約2年かけ、市民ワークショップだけでなく、市民対象にシンポジウムも開催され素案の説明がなされ、平成16年9月成立・施行となったが、今回は市民向けシンポジウム(説明会)が省略されたのは、どのような経緯によるか。</p> <p>2、前記条例制定の平成16年より7年経過し、住民自治の必要性がより明確に求められる時代となっている中で、旧久喜市自治基本条例よりも内容が簡略・後退しているのは、なぜか。</p> <p>3、時代の流れに合わせ、条例に公益通報や政策法務を入れるべきではないか。</p> <p>4、夕張市の財政破綻問題から、自治体の財政運営は規律が求められており、もっと具体的に条例に書き込む必要があるのではないか。</p> <p>5、8月26日の当会参加の「きょうの出前市長室」において、審議会等の公募委員募集に当たり、「出たい人より、出したい人」とのことで、市長が直接知り合いに声をかけて応募させ委員として選んだ事があることを自身認めた。このように公募の名を借りて私募がまかり通るようなことがあってはならない。市長、職員一人ひとりに「公正」さが求められており、「公正」を入れるべき。</p> <p>6、旧久喜市では2回合併協議が行われたが、1回目は自治基本条例が無くても住民投票を行い、2回目は自治基本条例で住民投票を規定していても実施しないという、市長の恣意的決定がまかり通ってしまった。このような悪しき事態を避けるためにも、住民及び議会も住民投票の発議権を有するよう改めることは不可欠である。</p> <p>7、議会基本条例の制定は時代の流れだが、久喜市議会の取り組みははっきりしていない。議会に遠慮することなく、本条例の中で基本的事項はきちんと押さえておくべき。</p> <p>意見書別紙 修正すべき箇所は下線部分で示しました。</p> <p>1、前文1行目 出だしを、以下のように修正する。 <u>私たちのまち久喜市は、関東平野の……</u></p>

番号	提案者	提案された意見
		<p>(理由)</p> <p>①行政主導ではなく、市民参加で作る条例であることをことばで表わす。</p> <p>2、前文8行目～10行目を、以下のように修正する。 <u>このような認識のもとに、市は、市民の負託に応え、市民と情報を共有し、開かれた市政運営を行い、市民は、自らが主体的かつ積極的に市政に参画し、市と市民が協働することにより、市民自治を推進するとともに、個性豊かで活力に満ちた安全安心な地域社会を構築するため、市政全般にわたる指針として、久喜市の最高規範たるべく、久喜市自治基本条例を制定します。</u></p> <p>(理由)</p> <p>①出だしの「久喜市は…」と、8行目「このような認識のもと、久喜市は…」とは、意味が違うので、書き分ける。</p> <p>②市と市民の責務、役割をそれぞれ明確に明示する。</p> <p>③この条例を市政運営の最高規範として位置付けることが必要である。</p> <p>3、3章の市民を市民等に改め、章の構成を次のように修正する。 第3章 市民の権利と責務 → 市民等の権利と責務 第4章 議会等の責務 第5章 市長等の責務</p> <p>(理由)</p> <p>①自治を構成する主体三者を、続けて規定するのが適切と考える。</p> <p>4、第1条(目的)を、以下のように修正する。</p> <p>・・・市民等の権利及び責務、<u>市議会の役割及び責務、市の執行機関の役割及び責務、並びに市政への参画及び協働に関する基本的事項を定めることにより、</u>・・・</p> <p>(理由)</p> <p>①市民の責務だけがうたわれているが、当然のこととして市議会の責務、市長を含む市の執行機関の責務も入れるべ</p>

番号	提案者	提案された意見
		<p>きである。</p> <p>5、第2条（定義）の（1）市民を、以下のように修正する。</p> <p>（1）市民 <u>本市に住んでいる者をいいます。</u></p> <p>（2）事業者 <u>市内で事業を営み、又は活動を行うものをいいます。</u></p> <p>（3）<u>市民等 市民、市外在住者で本市で働く者及び学ぶ者、事業者及び地域コミュニティをいいます。</u></p> <p>（理由）</p> <p>①事業者には、環境への配慮等特段に求められる責務がある。</p> <p>②第6条の規定では、市長は他市民の信託にも応える責務があることになる。</p> <p>③上記の理由等により、居住市民と事業者、本市に通勤通学している者を一括して定義するのは無理があるので、市民と事業者、市民以外の者は区別して定義すべきである。</p> <p>6、第2条（定義）の（3）参画を、以下のように修正する。</p> <p>（4）参画 <u>政策の企画立案、実施、評価及び見直しの各段階において、市民が市政運営に、意見を述べ又は提案するなど、主体的に関わることをいいます。</u></p> <p>（理由）</p> <p>①参画とは、様々な場面に、いろいろな方法で、主体的に関わることをさす。</p> <p>7、第4条（市民の権利）1行目、2行目を、以下のように修正する。</p> <p>1行目 参加する権利 → ……<u>参画</u>する権利</p> <p>2行目 公共サービスの提供を受ける権利 → 公共サービスを<u>等しく</u>受ける権利</p> <p>（理由）</p> <p>①第2条（定義）で「参画」を使っている。</p> <p>②サービスを受ける権利は市民に等しくある。</p>

番号	提案者	提案された意見
		<p>8、第5条（市民の責務）「互いにその立場及び意見を尊重し」を挿入し、以下のように修正する。 市民は、<u>互いにその立場及び意見を尊重し</u>、基本原則で定める…… (理由) ①市民同士がその立場及び意見を尊重することは、自治の大前提である。</p> <p>9、第5章 市民の権利と責務、第5条の次に、条文（事業者の責務）を新たに設け、追加する。 <u>第 条 事業者は、地域の一員であり、地域の環境に配慮するとともに、市民等・市とともにまちづくりの推進に寄与するよう努めるものとします。</u> (理由) ①事業者には、特に地域の環境に配慮する責務があり、市民の責務に包括することはできない。</p> <p>10、第6条（市長の責務） 誠実の前に「公正」を挿入し、以下のように修正する。 市長は、市の代表者として、市民の信託に応え、<u>公正かつ誠実に</u>市政運営を遂行する責務を有します。 (理由) ①市の執行機関は、……公正かつ誠実に市政を……となっており、市の執行機関に含まれる市長も同様に定義する。</p> <p>11、第8条（職員の責務） 1項に「法令等を遵守し」を挿入し、以下のように修正する 第8条 職員は、全体の奉仕者として、公共の利益のために必要な知識、技能等の向上を図るとともに、<u>法令等を遵守し、</u>職務を遂行する責務を有します。 (理由) ①職員は、組織の一員として、内部統制システム上、法令等を遵守する責務がある。</p> <p>12、第8条2項 誠実の前に「公正」を挿入し、以下のように修正する。 2 職員は ……幅広い視点から<u>公正</u>、誠実かつ効果的に職務を遂行する責務を有します。 (理由)</p>

番号	提案者	提案された意見
		<p>①市長と同様に一人ひとりの職員にも公正さが求められる。</p> <p>1 3、第4章 市長等の責務に、条文（公益通報）を新たに設け、追加する （公益通報） <u>第 条 職員は、適法かつ公正な市政運営を妨げ、市政に対する市民等の信頼を損なうような行為のあることを知った場合は、速やかにその事実を通報しなければなりません。</u></p> <p><u>2 市は、前項の規定による通報を行った職員に対し、それを理由として不利益な取扱いをしてはなりません。</u></p> <p>（理由） ①公益通報の重要性が指摘され、また公益通報者保護法が施行されていることから、本条例でも公益通報をきちんと明示すべき。</p> <p>1 4、第10条（説明責任） 説明するよう努めます。を、以下のように修正する 第10条 市の執行機関は、政策の立案、実施、評価等の各段階において、その内容を市民に 分かりやすく説明しなければなりません。</p> <p>（理由） ①「説明するよう努めます。」では説明責任を果たしたことにはならない。</p> <p>1 5、第11条（行政手続） 1行目に「別に条例で定めるところにより」を挿入し、以下のように修正する。 第11条 市の執行機関は、・・・利益の保護を図るため、<u>別に条例で定めるところにより、市への申請に対する処分・・・</u></p> <p>（理由） ①基準及び手続きを定めた上で明らかにするのが順序である。</p> <p>1 6、第13条（財政運営）を、以下のように修正する 第13条 市長は、財政状況を総合的に把握し、的確な財政分析を行い、<u>もって最小の経費で最大の効果を上げる健全な財政運営に努めます。</u></p>

番号	提案者	提案された意見
		<p><u>2 市長は、前項の財務分析の他、総合振興計画及び行政評価の結果を踏まえて、予算を編成します。</u></p> <p><u>3 市長は、中長期的な展望にたつて、財政健全化に関する計画を策定し、財政健全化のための実効性のある対策を講じます。</u></p> <p><u>4 市長は、財政運営の効率化及び健全化を進めるために、外部監査制度その他監査に関する制度の整備、充実を図ります。</u></p> <p><u>5 市長は、財政状況を市民に分かりやすく公表しなければなりません。</u></p> <p>6 市骨子案第3項</p> <p>(理由)</p> <p>①少子高齢化が進む中、これからの地方自治体の財政運営は困難を極めることが予想されるので、財政運営は明確に規定すべきである。</p> <p>②外部監査制度の導入等による監査制度の充実は必須である。</p> <p>③分かり易い財政状況の公表は努力規定ではなく、義務規定にすべき。</p> <p>17、第14条（行政評価）2項 公表するよう努めます。を、以下のように修正する</p> <p>第14条 市の執行機関は、・・・反映させるとともに、<u>公表しなければなりません。</u></p> <p>(理由)</p> <p>①「公表するよう努めます。」では責任を果たしたことはない。</p> <p>18、第5章 市政運営に、条文(政策法務)を新たに設け、追加する。</p> <p><u>(政策法務)</u></p> <p><u>第 条 市は、市民等のニーズ及び地域課題に対応するため、主体的かつ積極的に条例、規則等の立案に取り組むとともに、法令等の適正な解釈及び運用に努めます。</u></p> <p><u>2 市長は、自主的かつ質の高い政策を積極的に実行するため法務に関する行政の体制を充実します。</u></p> <p>(理由)</p>

番号	提案者	提案された意見
		<p>①地方分権改革により、地方自治体の自己決定・自己責任が強く求められる時代となり、政策形成や政策法務の重要性が高まっており、自治基本条例に位置づけることは必須である。</p> <p>19、第16条（議会の責務）を、以下のように修正する。 第16条 議会は、市の意思決定機関として、<u>市民参加を基軸として市民の意思が市政に反映されるよう、議会で議員間の討議を行い、政策の立案、立法機能等の充実を図ります。</u></p> <p>2 議会は、<u>市が行う行政執行が適切かつ効果的に行われているかどうか監視する役割を果たします。</u></p> <p>3 骨子案第2項の通り (理由) ①議会への市民参加、議員間の討議、政策立案・立法機能、監視機能の充実は議会の必須課題である。</p> <p>20、第17条（議員の責務）を、以下のように修正する。 第17条 議員は、<u>市民の意見を積極的に把握し、市民から負託を受けた公人として、これを市政に反映するよう努めなければなりません。</u></p> <p>(理由) ①市民の代表たる議員の責務の重さを明確にする必要がある。</p> <p>21、第25条（住民投票）を、以下のように修正する。 第25条 市長は、<u>市政に関する重要事項について、住民の意思を直接確認するため、自らの判断で、住民投票を実施することができます。</u></p> <p><u>2 市長は、議会の議決によって住民投票の実施を求めたときは、これを実施しなければなりません。</u></p> <p><u>3 市長は、久喜市民有権者がその総数の10分の1以上の者の連書によって住民投票を請求したときは、これを実施しなければなりません。</u></p> <p><u>4 市長は、住民投票を実施するときは、住民投票の目的をあらかじめ明らかにするとともに、その結果を尊重しなければなりません。</u></p> <p><u>5 第1項から第3項までの住民投票の実施に関して、必要事項並びに第3項の住民投票の実施の請求に関する一般的な要件及び手続き等に関しては、事案に応じて別に条例で定めます。</u></p>

番号	提案者	提案された意見
		<p>(理由)</p> <p>①住民自治の充実には、住民の声を地域運営に反映させる仕組みの充実が必要であり、住民投票は地域住民の意思確認手段として有用である。</p> <p>②住民投票の発議権が市長にしかないのは欠陥であり、議会、市民も発議権を持つべきである。</p> <p>③地方自治法で定めた直接請求の有権者の連書の必要数は「条例請求」権が50分の1、首長等の「解職請求」権が3分の1であることに鑑みて、住民投票では有権者の連書の必要数を10分の1とするのが適当である。</p> <p>22、第28条（条例の位置付け）を、以下のように修正する。</p> <p><u>第28条 この条例は、本市の市政運営の最高規範であって、市民等、議会、市の執行機関は、この条例を尊重・遵守しなければなりません。</u></p> <p><u>2 市の執行機関は、個別の条例、規則、計画等の制定改廃又は策定においては、この 条例との整合性を図るなど、その他必要な措置を講じるように努めるものとします。</u></p> <p>(理由)</p> <p>①憲法では「地方自治の本旨」に基づいた地方自治制度を保障している。その趣旨に基づき、住民主権の下、市民の参画による本市の政治・行政の基本原則を規定した久喜市自治基本条例は、市政運営の再考規範として位置づけられるものである。</p> <p>②本条例の尊重・遵守は義務規定にすべき。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
22	<p>久喜市   (23.9.13 書面)</p>	<p>私は自治基本条例に断固反対します。市政については私たち一般市民は仕事や生活で手いっぱいです。それだから行政を自分たちが選挙で選んだ議員に託しているんでしょう。それを市民の概念を広げて市外住民や外国人が地域の運営に口出ししたりできる自治基本条例を作る必要がどこにあるんでしょう。市政に市民委員会をつくっても参加者は限られてくるでしょう。そして住民でもない市外の人間や外国人なども参加が可能のため、市民以外の団体に行政を左右され</p>

番号	提案者	提案された意見
		<p>る恐れがあります。普通の人にはウィークデーには参加できないし休日は休息をとるでしょう。しかし政治的なグループは参加が可能です。市民の委員会が偏向していくでしょう。私はこの条例が市民のためという名目で一定の政治グループに有利になるようにする条例のような気がしてなりません。住民投票についても、特定の団体が市外から大量に流入すれば、住民投票の結果に影響する危険性があります。通勤や通学の名目で特定な宗教や活動団体が終結したり、外国人や暴力団が大量に移住したらどうなるのですか。市が事実上乗っ取られてしまうでしょう。そのような危険性を市長や担当者は感じないのですか。そしてこの条例は他の条例をも規制する最高条例と位置付けているようですが、法的根拠はどこにあるのですか。憲法にも条例の上下関係は規定されていません。日本国に属する市が憲法のような条例を持つこと自体違和感を感じますし、その制定が市民のあまり関心の持たれないうちになされてしまうとすれば、久喜市民の意思を蔑にしていると思います。その為に意見書を募集しているのでしょうかから、意見書の中の市民の疑問について誠実に答える義務があります。ただの形だけの意見書提出で済まさないでください。しっかりと市民の疑問に答えられないのならこの自治基本条例案を撤回してください。私たち市民は今日本の未来にとっても不安を感じています。私たちの国日本が外国、特に隣国に支配され、独立を保てなくなってしまうのではないかと。今の日本に必要なのは自らを守るという意志なのに、それに反する動きがあります。そのひとつがなし崩しの外国人参政権を認めようとする自治基本条例なのです。市当局の誠実な回答を求めます。私は断固自治基本条例に反対します。</p>
23	<p>久喜市   (23.9.13 書面)</p>	<p>私は仕事を持っている主婦ですが、市政については市議会議員選挙や市長選挙で市政をお任せしています。市民の中にはいろいろなご意見を持つ方がいて、その意見の代表として、議員さんがいると思っています。市政の市民参加という、いいように聞こえますが、私たち普段生活のために一生懸命仕事をしている人にとって、普通の日の参加はできません。そして、休日はたまった家事をこなさなければなりません。市民の市政委員会が持たれても物理的に行けません。行ける人達は限られてくると思います。自治基本条例では市民の枠を広げて、日本国民である久喜住民ばかりでなく、他市に住んでいても通勤、通学、活動している人も、市政に参加できる市民だそうですね。おかしいですよ。市政に一つの団体が集団で参加できるし、市政がゆがめられてしまうでしょう。いくら否定してもその可能性は否定できません。</p>

番号	提案者	提案された意見
		<p>私たちは一つの思想を持った団体に市がのっとられることを見過ごすことはできません。久喜市と久喜市長は何を考えているのですか。この条例は全国的に展開されていて左翼の自治労が日本解体のために仕掛けたことが分かっています。そしてこれは外国人参政権を認めてしまうことです。私はこの自治基本条例に絶対に反対です。</p>
24	<p>久喜市   (23. 9. 13 書面)</p>	<p>私は年金生活者で久喜市民です。久喜の市政については選挙で、市議会議員の先生方におまかせしています。そのために私は選挙には欠かさず行っています。自治基本条例骨子案を見ましたが、なんでいちいち使う言葉の定義が必要なんですか。今までどおりの言葉でいいでしょう。特に市民が久喜に住んでいる人だけじゃなく、市内で働いている人や、市内の学校に通う人や、市内で活動している人なんかも、市民の中に入れるそうですね。外国人も入るんですか。そしてその市民が政治に参加できるそうですね。久喜市がばらばらになってもいいのですか。その市民が大きな顔して、市長や議会に口出しできるのですか。久喜に住んでない人達や外国人までも。市民参加の委員会があるとしたら誰が参加できるのですか。久喜に住んでいる市民でなくて、他の所に住んでいる人達が多数になったらこれが久喜市の市政と言えますか。そして中国人ばかりになったらどうするのですか。普通の市民は普段は政治よりも生活のために忙しいでしょう。普段は参加はできませんよ。私は自治基本条例の必要を全く感じません。自治基本条例に絶対反対します。</p>
25	<p>久喜市   (23. 9. 13 書面)</p>	<p>名前を替えた外国人参政権はお断りです。どこのどなたがこんな事を持ち出したんですか。</p>
26	<p>久喜市   (23. 9. 13 書面)</p>	<p>全体にとってもかたくて、市民が見たときに自分たちのまちの基本となる法律、もしくは自分たちの心の寄り所となる条例と感じられない。前文については、もっと親しみを感じられるように書き直してほしいとも思いました。しかし、全部を作り直すと修正とは言えなくなるので別紙のように修正することを求めます。 「久喜市は・・・」で始まる文言は、行政が作りました！という文章になっていて、私たち市民のものという感じがし</p>

番号	提案者	提案された意見
		<p>ません。「市民が主役」なのと「市民は行政と協働」と言うのは、全く違う。第2条（3）に市民主役と書いているので、前文にもこれを使う。</p> <p>1点目の修正 久喜市は関東平野の・・・今日の久喜市が築かれてきました。は文章が変。 わたしたちのまち久喜市は・・・伝統・文化を受け継いできました。とする。</p> <p>2点目の修正 市民と市がお互いに信頼関係を構築し、を 主役である市民が市と協力し、とする。</p> <p>3点目の修正 久喜市は、開かれた市政運営を行うとともに、市民が自ら市政に参画し、協働することにより個性豊かで、を 市政運営を行うとともに、主役である市民が個性豊かで活力に満ちた社会を作るために、市政全般にわたる指針として・・・制定します。とする。</p> <p>第3章の中に「事業者の責務」の項目が無いので、加えること。 第4章の中に「公益通報」の項目が無いので、加えること。</p>
27	<p>久喜市 [REDACTED] [REDACTED] (23.9.13 書面)</p>	<p>1、前文 自治基本条例の前文には、自治（市民自治）、最高規範という言葉が入るべきではないか。また、「久喜市は、開かれた市政運営を行う・・・」とあるが、出だしの久喜市とは意味が異なり、7行目の「市民と市が・・・」の市に相当するものとする。そこで、8行目以降を次のように修正する。（「斜め字」修正部分） このような認識のもとに、市は市民の付託に応え、市民と情報を共有し、開かれた市政運営を行うとともに、市民は主体的かつ積極的に市政に参画し、協働することにより、市民自治を推進し、個性豊かで活力に満ちた安全安心な地域社会を構築するため、市政全般にわたる最高規範として、久喜市自治基本条例を制定します。</p> <p>2、第1章 総則 第12章 条例の位置付け 第28条は、総則に入れるべきではないか。また、条文は1項2項を入れ替え、次のように</p>

番号	提案者	提案された意見
		<p>修正する。(この条例の位置付け) 以下各条を繰り下げる。</p> <p>第2条 この条例は、本市の自治に関する基本的規範であり、市民、議会及び市の執行機関は、この条例を尊重・遵守しなければなりません。</p> <p>2 市の執行機関は、個別の条例、規則、計画等の制定改廃又は策定においては、この条例との整合を図るなど、その他必要な措置を講じるよう努めるものとします。</p> <p>3、(定義)</p> <p>第2条 (3) 参画を次のように修正する。</p> <p>・・・または提案することに、主体的に関わることをいいます。</p> <p>4、第2章基本原則</p> <p>自治基本条例なのに「自治」とは何かをきちんと規定していないのは問題であり、規定すべき。</p> <p>第3章 市民の責務と権利(市民の責務)に、文言を挿入する。</p> <p>第5条 市民は、互いにその立場及び意見を尊重し、基本原則で定める・・・</p> <p>第4章 市長等の責務⇒章を入れ替え第4章 議会等の責務、第5章 市長等の責務、第6章 市政運営とする。</p> <p>市民、議会・議員、市長は相互に緊張関係にあるもので、3者を続けて規定するのが適切と考える。素案では第4章の後に第5章市政運営が続き、第6章議会等の責務となっているが、市長等の責務のまえに、議会等の責務を入れる。</p> <p>第4章 市長等の責務(市長の責務)</p> <p>第6条 誠実の前に公正を入れる。・・・誠実に市政運営を⇒・・・公正かつ誠実に市政運営を</p> <p>8月26日に当会は「きょうの出前市長室」に参加し市長と意見交換した。そこで、審議会等の公募委員募集について問題があるのではと指摘したところ、「出たい人より出したい人」とのことで、市長が直接声をかけて応募させ委員として選んだ事があることを自身認めた。このように公募の名を借りた私募がまかり通るようなことがあってはならない。</p> <p>(職員の責務)</p>

番号	提案者	提案された意見
		<p>第8条も同様に公正を入れ、公正、誠実かつ効果的にとする。市の機関だけでなく市長や職員一人ひとりに公正さが求められる。</p> <p>(公益通報)</p> <p>第8条の次に第9条として、以下(公益通報)を追加する。</p> <p>第9条 職員は、適法かつ公正な市政運営を妨げ、市政に対する市民の信頼を損なうような行為のあることを知った場合は、速やかにその事実を通報しなければなりません。</p> <p>2 市は、前項の規定による通報を行った職員に対し、それを理由として不利益な取り扱いをしてはなりません。</p> <p>(説明責任)</p> <p>第10条 説明しなければなりません。に改める。</p> <p>分かりやすく説明するよう努めます。とあるが、これでは説明責任を果たしたことにはならない。</p> <p>(財政運営)</p> <p>第13条 2 公表するよう努めます。⇒公表しなければなりません。に改める。</p> <p>市長は、財政状況を市民に分かりやすく公表するよう努めます。とあるが、財政状況の公表は責務である。</p> <p>(行政評価)</p> <p>14条 公表するよう努めます。⇒公表しなければなりません。に改める。</p> <p>第6章 議会等の責務⇒第4章へ移動する</p> <p>第17条・・・把握し、市民の負託を受けた公人として、これらを市政に反映するよう努めなければなりません。に改める。</p> <p>・・・把握し、誠実にその職務を遂行するよう努めます。とあるが、「その職務」が何であるかははっきりせず、文章として分かりにくい。</p> <p>第9章 参加と協働の推進(住民投票)</p>

番号	提案者	提案された意見
		<p>第9章 参加と協働の推進 住民投票については、市長だけでなく発議は、市民・議会もできると定める。発議の数字的基準は自治の考え方からできるだけ低くする。結果は尊重されなければならないと明記する。</p> <p>第12章 条例の位置付け この条例は、市の憲法であり市政運営の最高規範であると明記する。</p> <p>第1章 総則 目的 市民の権利と責務だけがうたわれていますか、当然のこととして市長の責務や市議会の責務という表現も盛り込まれるべきだと思います。</p> <p>前文 自治という言葉で表現されるように、基本条例は市民と議会と市の執行機関が協働の精神で地方自治の新しい形を目指していくための指針として制定されるものと考えます。ならば、久喜市はこの表現は、久喜市民はという表現がふさわしいと思います。</p> <p>第2条定義に事業者も加える。 第3章市民の権利と責任 第4章市長等の責務 第5章議会等の責務に加えて第6章に事業者の責務を加える。 第5章の市政運営は、すべての責務を条文化したあとに第7章にもってくる。</p>
29	<p>久喜市 [REDACTED] [REDACTED] (23.9.13 書面)</p>	<p>第1章総則 第2条(1)市民の定義を次のように修正する。 (1) 市民 市内に居住している者をいいます。 (2) 事業者 市内で事業を営み、又は活動を行う者をいいます。 (3) 市民等 市民、市外居住者で本市内に通勤する者又は通学する者、事業者及び地域コミュニティをいいます。 以上の修正によって、骨子案(2)～(6)は(4)～(8)となり、本条以後の条文については、市民、事業者、市</p>

番号	提案者	提案された意見
		<p>民等は使い分けて条文修正をしてください。</p> <p>理由：以上のように区分した方が分かりやすいし、骨子案第6条市長の責務が拡大し過ぎとなって現実的でないからである。</p> <p>第8章コミュニティの推進</p> <p>第22条2として「市長その他執行機関は、協働の推進に当たっては、市民等に対して不公平な取り扱いをしてはならない」の文言を追加する。</p> <p>理由：市長その他の執行機関が自分達の都合や好き嫌いで、事を運ぶ恣意性を排除すべきだからである。</p> <p>第9章参加と協働の推進（住民投票）第25条の全文を、次のように改める。</p> <p>第25条市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、住民投票を行わなければならない。</p> <p>年齢満20歳以上の本市の住民基本台帳に記載されている者が、その総数の10分の1以上の者の連署をもって住民投票の請求を行ったとき。</p> <p>市議会が、出席議員の過半数の賛成により、住民投票の実施を議決したとき。</p> <p>市長が、市政運営に関する特に重要な事項について、住民投票が必要であると判断したとき。</p> <p>2 市民等、市は、住民投票の結果を尊重しなければならない。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、住民投票に関し必要な事項は、別に条例で定める。</p> <p>理由：骨子案では、住民投票を実施できる者が、市長のみとなっている。市民が自ら市政に参画し、協働することが重視されている今の世で市や市民にとって重要事項が出てきた場合に、市長のみが住民投票を実施できるというのでは、時代逆行、時計の針を昔に戻すようなものである。「市長だけ」ではなく「議会もできる」、「市民もできる」というようにすべきは今の時代当然のことと言える。</p> <p>原骨子案は、市長は市民から選ばれた代表であるから住民投票についても市長が決めべきとの考えかもしれないが、市民が市政に参画し、協働していくのだという、本住民自治条例制定の理念・趣旨に合致しない。よって上記のように</p>

番号	提案者	提案された意見
		<p>改めないといけない。</p> <p>尚、市民からの住民投票の請求について、出来るだけハードルを低くすべきとは思いますが、一応 10 分の 1 とし、年齢も現行選挙制度に準じ、20 歳としたものである。 以上</p>
30	<p>久喜市 [redacted] [redacted] (23. 9. 13 書面)</p>	<p>久喜市自治基本条例に反対です。</p> <p>どうしてもというなら、住民投票ははじめから日本国籍者 20 歳以上に定めること。</p> <p>市民も日本国籍者、久喜市居住者であること。</p> <p>国際交流は国益より優先しないことを明記すべきです。</p>
31	<p>久喜市 [redacted] [redacted] (23. 9. 13 書面)</p>	<p>永住を永住許可を取得、納税していても帰化しないかぎり参政権しない国籍条項を故意に記載しない。撤廃すること反対いたします。</p> <p>久喜市民＝国民でなければならない。</p>
32	<p>久喜市 [redacted] [redacted] (23. 9. 13 書面)</p>	<p>自治基本条例の制定に反対します。私は市政には市議会議員選挙を通じて参加していると思っています。あまり難しいことは分かりませんが、「市民」というのは久喜に住んでいる住民のことと考えてきました。骨子案には市民の定義までされていて、住民ばかりじゃなく久喜市で通勤、通学、活動している人たちも久喜市民にいられるんですってね。外国の人達も入るんですか。それらの「市民」が市政に参加するなんて、おかしいじゃないですか。久喜市の重要な議案を久喜市民でない人達にも決めさせるんですか。意見を求めるだけならアンケートをすればいいことでしょう。それを考慮して議会で決定すればすむことです。これは左の人達が推し進めている外国人地方参政権を事実上やってしまうことではないのですか。外国人に参政権を与えたら日本の主権が脅かされ、日本が解体していきますよ。それを国レベルでやりやすくするためにこの条例案を持ち出したのではないですか。また市民参加という名目で、政治活動に慣れた左の人達が集まってやり易くできるようにしているのではないですか。市民を馬鹿にしないでください。ネットで自治基本条例の危険性は私たち主婦もしっかり学んでいますよ。用語を定義してまでこの条例を通したいのですか。条例をつ</p>

番号	提案者	提案された意見
		<p>くるのなら今まで使ってきた用語を使ってください。この自治基本条例は全国的に流行りを見せていますが、流行らせた元は自治労であることは分かっています。■■■■■という学者が左翼を地方自治に食い込ませるために考えた条例です。住民参加というミーティングで集まれる人は一般人よりも、政治的な意図をもつ人達が集まるのは明白ではないですか。知らない間に市政が反日左翼に乗っ取られる危険性があります。委員会の委員の選定に当たるのは市役所の自治労傘下の人でしょう。そうすれば自然に委員会は左翼で固まるでしょう。このような日本人のためにならない条例は全く必要ありません。今の民主党政権は日本人のためにならない売国政策を推し進めています。地方自治は良識を持って政治をしてください。そうでなかったら日本が潰れてしまいます。自治基本条例を絶対に通さないでください。</p>
33	<p>久喜市 ■■■■■ ■■■■■ (23.9.13 メール)</p>	<p>●投票権が曖昧すぎる 市民を装ったテロリスト、暴力団など(在日、カルト、暴力団)がいくらでも投票できてしまいます税金を納めていない者が平等に意見できるのはおかしい。</p>
34	<p>久喜市 ■■■■■ ■■■■■ (23.9.13 メール)</p>	<p>住民投票について、投票することができる者の資格その他必要な手続については、それぞれの事案に応じ、別に条例で定めるものとしますが、これでは投票権が曖昧なため、プロ市民やカルトが来る可能性もあります。 それに外国籍の住民も投票できるため実質の外国人参政権になってしまいます。 投票権のある市民は、日本国籍で何カ月(何年)以上在住している者と明記すべきです。</p>